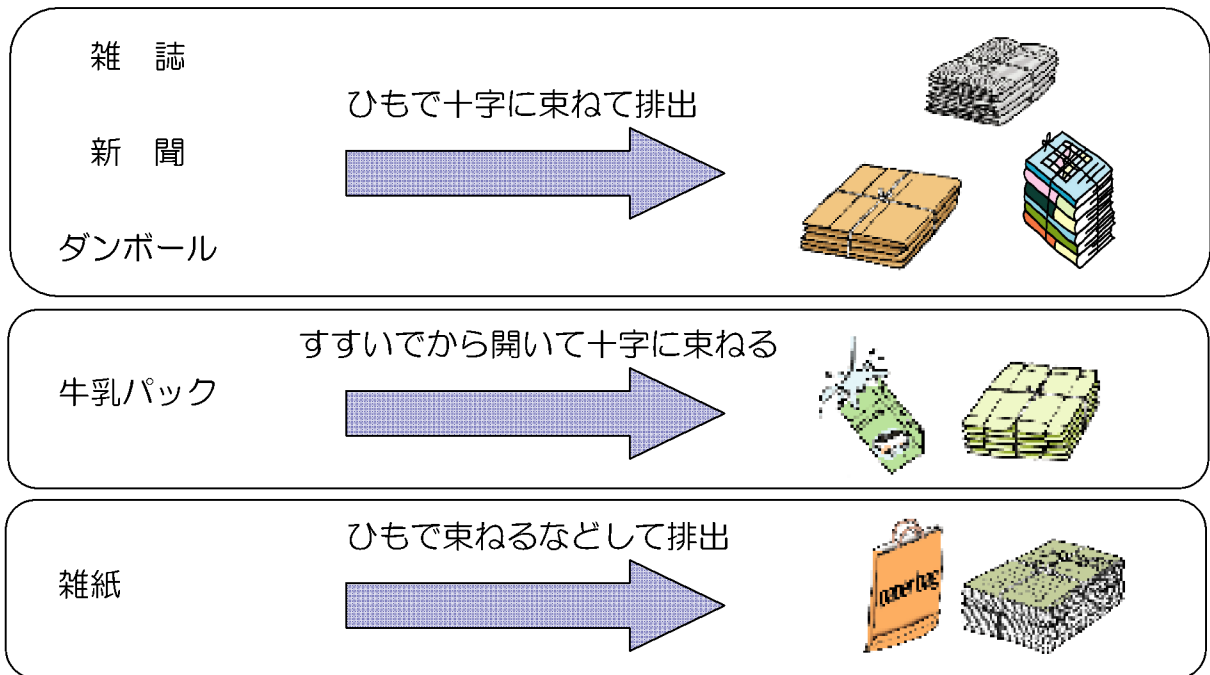


紙類・衣類の排出方法

紙類

平成22年4月1日から紙の分別は市内全域で雑誌、新聞、ダンボール、紙パック、雑紙(ざつがみ)になります。



【雑紙とは】

雑紙とは「コピー用紙」「チラシ」「紙箱」「包装紙」「紙袋」などが該当します。また、右記のマークはリサイクルできる紙であることを表しています。分別して排出してください。



【雑紙の分別方法】

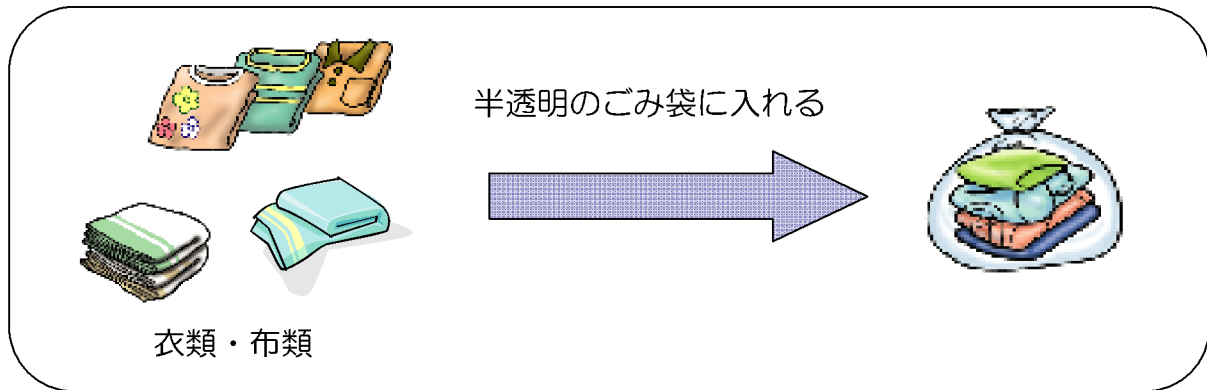
雑紙はティッシュの箱、お菓子の包装などとしても身の回りにあります。紙以外の部分を取り除き、小さくて束ねることが難しい場合は紙袋などに集め、指定日に排出してください。

【リサイクルできない紙】

「カーボン紙」「感熱紙」「防水加工された紙」「臭いの付いた紙」「粘着物のついた紙」「アルミなどを貼り合わせた紙」「写真プリント用紙」はリサイクルできません。可燃ごみとして処理してください。

衣類

平成22年4月1日から市内全域で衣類の資源物収集が始まります。



【衣類とは】

衣類とは、衣類・布類のことです。タオルやシーツなども含まれます。
ボタンやファスナーを取り外す必要はありません。

【衣類の排出方法】

衣類には指定袋がありません。中の見える半透明の袋へ入れてリサイクルステーション（指定場所）へ排出してください。

【リサイクルできない衣類】

綿の入った衣類はリサイクルできません。

毛布・布団はリサイクルできません。

汚れているものはリサイクルできません。

リサイクルのできないものは可燃ごみとして排出してください。